

改正後全文

老発 0409 第9号
平成30年4月9日
一部改正
老発0328第11号
平成31年3月28日
老発0327第7号
令和2年3月27日
老発0326第6号
令和3年3月26日
老発0324第7号
令和4年3月24日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業の実施について

標記の件については、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（以下「集合住宅」という。）等の入居者の自立支援に資する介護サービスの提供を推進するため、主として集合住宅等の入居者に対して介護サービスを提供する事業所（以下「集合住宅関連事業所」という。）への重点的な実地での指導が可能となるよう指導体制の強化を図ることを目的とした事業であり、今般、別紙「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業実施要綱」を定め、平成30年4月1日より適用することとしたので通知する。

貴都道府県におかれでは、貴管内市町村（指定都市・中核市を除く）に対する周知についてご協力願いたい。

(別紙)

高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業実施要綱

1 目的

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（以下「集合住宅」という。）等の入居者の自立支援に資する介護サービスの提供を推進するため、主として集合住宅等の入居者に対して介護サービスを提供する事業所（以下「集合住宅関連事業所」という。）への重点的な指導が可能となるよう指導体制の強化を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業の一部を介護保険法第24条の2第1項第1号又は法第24条の3第1項第1号の規定に基づく事務受託法人に委託して実施できるものとする。

3 事業内容

- (1) 介護保険法に基づく実地での指導において、主任介護支援専門員や保健師の専門職等（指導監督の経験のある元職員を含む。）の活用等により指導体制を強化し、集合住宅関連介護事業所（訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業所等）に対して実地で指導を行う。
- (2) 集合住宅を5箇所以上選定し、当該集合住宅と関連のある介護サービス事業所に対して実地で指導を実施すること。

4 補助額

基準額は、1自治体あたり次の表2のとおり実地で指導を行う集合住宅関連事業所数ごとの上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。表1の基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助額とする。

(表1)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
高齢者向け 集合住宅関 連事業所指 導強化推進 事業	高齢者向け 集合住宅関 連事業所指 導強化推進 事業	厚生労働大 臣が必要と 認めた額	高齢者向け集合住宅関連事 業所指導強化推進事業に必 要な報酬、給料、職員手当 等、賃金、共済費、旅費、 需用費、役務費、委託料、 使用料及び賃借料	定額

(表2：表1「3 基準額 厚生労働大臣が必要と認めた額」)

1 集合住宅数	2 集合住宅関連事業所数	3 補助額上限
5箇所以上	5以上19事業所以下	2,500千円
	20以上29事業所以下	4,500千円
	30事業所以上	6,000千円

5 その他（留意事項）

- (1) 集合住宅を所管する都道府県と、その関連事業所である居宅介護支援事業所を所管する市町村とで合同して指導を実施するなど、密接に連携すること。
- (2) 事業実施にあたっては、従前の方法に加え、例えば、集合住宅関連事業所の従業員だけでなく利用者本人や従業員であった者からの聞き取りを行うなど創意工夫し、より効果的な確認方法で実施することが望ましい。
- (3) 例えば、有料老人ホームの集合住宅関連事業所に実地で指導を実施する場合は、老人福祉法に基づく検査も実施するなど集合住宅の担当者と連携して実施することが望ましい。
- (4) 実施主体の長は、別に定めるところにより当該事業における効果等を報告すること。